

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部  
を改正する省令について（概要）

令和6年3月5日  
厚生労働省

1. 制度の概要

- 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第70条第1項及び第72条第1項の規定により、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないこととされている。
- また、健保法第92条第1項及び第2項の規定等により、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）に従うこととされている。

2. 改正の内容

- (1) 令和6年度診療報酬改定に併せ、療担規則を以下のとおり改正する。
  - ① 長期収載品の保険給付の在り方の見直しにあたり、医療上の必要性があると認められる場合について、処方等の段階で明確になるよう、処方箋様式を改正する。
  - ② 併せて、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとする。
- (2) 令和6年度診療報酬改定に併せ、薬担規則を以下のとおり改正する。
  - ① 保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養を行うに当たり、薬担規則第4条第2項の規定による支払を受けようとする場合において、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならないこと等とする。
  - ② 厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとする。

(3) 令和6年度診療報酬改定に併せ、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準を以下のとおり改正する。

① 訪問看護における、管理者の責務を明確化するとともに、虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進に係る規定を新設する。

② 令和6年6月より、指定訪問看護事業者による明細書の無料発行を義務化する。

(4) 上記のほか、デジタル原則に基づき、書面掲示することとされている事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

### 3. 根拠条文

健康保険法第70条第1項及び第72条第1項（これらの規定を同法第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。）並びに第92条第2項（第111条第3項及び第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第79条第1項

### 4. 施行日等

公布日：令和6年3月5日（火）

施行日：（2）①、（3）及び（4） 令和6年6月1日（土）

（1）及び（2）② 令和6年10月1日（火）